

CAN DO

“可能性への挑戦”



金田会計事務所通信



【 まだ知らない未来 】

ここ数年において特に増えてきたのが、国際間の取引や海外資産の相談です。トランプ大統領の登場により、保護主義が台頭すると言われていますが、グローバル化はもはや止められないどころか、ますます大きくなることでしょう。その中で特に感じるのはアジアの人々のダイナミックさです。中国や韓国の人達の行動の速さは目の見張るものがあり、あっという間に決断し、取引をまとめてしまいます。彼らは多くの失敗もしますが、チャンスを見逃さず大化けすることも多く、恐れを知らないといってもいいように思えます。その成長力のすさまじさは日本人にはまねできないものです。日本にもいいところがあり、慎重に行動することにより大きな成功はなくても着実に進めていく能力に長けています。お互いに協力していければどれほど素晴らしい仕事ができるだろうかと思うのは何も私だけではないでしょう。

昨年、特に感じたことは世界が大きく変わってきているということです。新聞雑誌やニュースで見聞きするだけでなく、実際にその現場に出会った時は頭の中での想像を超えていることもあり、百聞は一見に如かずとはまさに今の時代に当てはまることのようにです。気になることがあればこれからは益々、現地に出向き、確かめ、実際に触れてみることが必要となります。ネットで見られる情報ばかりを頼りにしている人々が増えている現在、余計に必要なことになるでしょう。

今年は活躍している人に積極的に会いに行ってみましょう。新しいことを学んでみましょう。人生に達観することなく、多くの刺激を得てそろそろ自分も大きく飛躍する時が来たのだとの決意をもって一年をともに戦って行こうではありませんか。未来の首相と見なされる小泉進次郎議員は次のように話しています。

「日本人の底力が試される時代が来た。」

金田 康良

2017年 1月

平成29年度税制改正大綱の発表

平成 29 年度税制改正大綱が発表されました。配偶者控除や中小企業の株価計算の見直しなど実務に大きくかかわっているものも少なくありません。

【配偶者控除・配偶者特別控除の見直し】(減税・増税)

配偶者控除を受ける居住者に所得制限を設け、3 区分で控除額を段階的に減らすとともに、合計所得金額が 1,000 万円超の居住者には適用しないこととなります。なお対象となる**配偶者自身の合計所得金額**を 38 万円から **85 万円に引き上げ**、いわゆる給与収入 103 万円の壁が 150 万円へと変わることとなります。

居住者の 合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円



※配偶者特別控除も居住者の所得区分を 3 区分とし、対象となる配偶者の合計所得金額を 76 万円未満から **123 万円以下に引き上げ**ます。

この改正は**平成 30 年分以後の所得税から適用**されます。

【非上場株式の評価の見直し】(減税?)

取引相場のない株式の評価における類似業種比準方式について、類似業種の上場会社の株式に対して

- ①**過去 2 年平均の株価を加える**
- ②上場会社単体ではなく、**連結決算を反映**させる
- ③**比準要素の比重**を

現行 (配当金額):(利益金額):(簿価純資産価額) = 1:3:1

改正 (配当金額):(利益金額):(簿価純資産価額) = **1:1:1**

とする。

これにより従来、利益水準の高い非上場会社の株価は低くなると見込まれます。**平成 29 年 1 月 1 日以後**の株式の評価について適用します。



【中小企業経営強化税制の創設】(減税)

中小企業投資促進税制は対象設備から「器具備品」を除外した上で適用期限を 2 年(平成 31 年 31 日まで)延長します。従来あった上乗せ措置分については新たに**中小企業経営強化税制**として、対象設備にすべての「器具備品及び建物付属設備」を加えたものを創設します。

☆新たに創設される中小企業経営強化税制とは

対象者：経営力向上計画の認定を受けた青色申告書を提出する中小企業者等

対象設備：**特定経営力向上設備等**で一定規模以上のものを取得

税制措置：**即時償却**又は取得価額の**7%税額控除**(特定中小企業者等は**10%税額控除**)

期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの取得等

対象となる特定経営力向上設備等

設備	販売開始時期	生産性向上要件	一定規模の取得価額
機械装置	10 年以内	旧モデル比で年平均 1%以上生産性が向上	1 台又は 1 基 160 万円以上
測定・検査工具	5 年以内		1 台又は 1 基 30 万円以上
器具備品	6 年以内		1 台又は 1 基 30 万円以上
建物付属設備	14 年以内		1 の取得価額 60 万円以上
ソフトウェア	5 年以内	不要	1 の取得価額 70 万円以上

上記以外に年平均 5%以上の投資利益率が見込まれると経産大臣の確認を受けた設備計画に含まれたものが対象となります。

以前の中小企業投資促進税制よりも範囲が広がっています。

【相続税の広大地の評価の明確化】(増税)

現行の土地の面積比例による減額する評価方法から形状等のその土地の個性に基づいた評価方法に見直し、適用要件を厳格化されます。

現行： $\text{路線価} \times \text{面積} \times \text{補正率}$ (最大で 65%の評価減)

見直し案： $\text{路線価} \times \text{面積} \times \text{補正率} \times \text{規模格差補正率}$

平成 29 年 1 月 1 日以後の相続税・贈与税に適用



【タワーマンションの固定資産税の見直し】(減税・増税)

高さが 60 m²を超える居住用超高層建築物の固定資産税を階層に応じて按分する方法に変更します。

現行: 建物全体の固定資産税 ⇒ 階層に関係なく各階同じ税額で按分
改正: 建物全体の固定資産税 ⇒ 1階を 100 とすると 1階上がるごとに
10/39を加えた数値で按分する。

例: 1階:100、2階:100.256 …… 40階:110

平成 30 年から新たに建設される超高層建築物に適用

なお、相続税、都市計画税、不動産取得税にも適用されます。



【その他の関連税制】

☆中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(所得 800 万円以下の部分は税率 15%)の適用期限を **30 年度末まで延長**

☆所得拡大税制の拡充: 一定の賃上げを実現した場合の税額控除の**上乘せ**

☆法人税の中小企業者の租税特別措置法に所得要件を追加: 前 3 事業年度平均所得金額が 15 億円を超える法人は適用除外

等々

税制改正案については国会での可決後詳細な内容が決まります。その他掲載できなかった部分も含め、不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。



気さくで、信頼できる頼もしい
顧問税理士として税務・経営・経
理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お
気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町 3 丁目 2 番 14 号 イワタニ第二ビル 10 階
(ビル名がサンキュウビルディングからイワタニ第二ビルに名称変更いたしました。)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikai.com URL : <http://kaikai.asia/>